

福島県知事選立候補予定者への公開質問（回答）

回答者：内堀 雅雄 氏

- ① 原発事故に関し、東京電力は、国に提出した新・総合特別事業計画で「和解案の尊重」を誓約しているながら、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案について、複数の事案（飯館村蕨平集団申立て、浪江町集団申立て等）で拒否回答を行っています。

県知事に当選されたら、この問題について、国や東京電力に対して和解案受諾に向けた働きかけをする予定はありますか。

ウ) その他

（東京電力に対しては、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案について、原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れるよう、国に対しては、東京電力への指導の強化を求めている。）

- ② 原子力損害賠償紛争審査会が行っている原子力損害の調査（原賠法18条2項3号）、すなわち原発事故の被害実態の調査について、その方法も内容も不十分であるとの指摘がなされています（代表的なものとして、法学・経済学等の社会科学研究者191名が平成25年10月22日に意見書を提出しています）。

この点について、原発事故の被害実態の調査は十分に行われているとお考えですか。

エ) その他

（平成25年5月と6月の避難等指示区域内の現地調査とその後の審査会による県内自治体首長からの意見聴取が、中間指針第四次追補の策定につながったと考えている。被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しには、今後とも調査は必要である。）

- ③ 国の原子力損害賠償紛争審査会が示している、原発事故の賠償についての中間指針や追補は、被害者の生活再建・事業再建にとって十分な水準の賠償を認めているとお考えですか。

ウ) その他

（「指針」については、被害者に共通する損害に係る賠償範囲の最低限の基準と考えており、個別具体的な事情に応じて被害の実態に見合った賠償がなされるべきである。）

県知事に当選されたら、中間指針・追補の見直し（センターに対する各種申立てで明らかになった、中間指針で十分考慮されていない被害実態への対応や、後述の自主的避難等対象区域、南相馬市鹿島区、旧緊急時避難準備区域等での賠償の打ち切り問題等）について、審査会に対して

何らかの働きかけをする予定はありますか。

ウ) その他

(被害者が生活や事業を早期に再建できるよう、被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しを求めていく。)

- ④ いわゆる自主的避難等対象区域の住民に対しては、東京電力への直接請求では、「妊婦・18歳以下の子ども」以外の成人については、1人12万円の賠償しかありません。

自主的避難等対象区域の住民に対する賠償は十分なものとお考えですか。

ウ) その他

(東京電力の賠償基準は、被害者に共通する損害を支払うものであり、個別具体的な事情に応じて被害の実態に見合った賠償がなされるべきである。)

- ⑤ 現在、政府の避難指示等の有無・種別によって、賠償に大きな格差が生じています。例えば、南相馬市鹿島区（平成23年3月に南相馬市による一時避難要請があった）では、賠償は平成23年9月で原則として打ち切られており、旧緊急時避難準備区域では、賠償は平成24年8月で原則として打ち切られています。

これらの地域の住民に対する賠償は十分なものとお考えですか。

ウ) その他

(東京電力の賠償基準は、被害者に共通する損害を支払うものであり、個別具体的な事情に応じて被害の実態に見合った賠償がなされるべきである。)

- ⑥ 避難指示区域（帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域）や特定避難勧奨地点の解除時期・解除の条件について、国が現在予定している解除時期や想定している解除条件は、適切なものとお考えですか。

ウ) その他

(避難指示の解除については、除染等による環境回復をはじめ、日常生活に必要な環境が整っていることが重要。解除の時期は、住民と町村の意向を十分に確認したうえで判断されるべきである。)

- ⑦ 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間は、平成28年3月末までの延長しか決まっていません。避難指示区域・自主的避難等対象区域を問わず福島県からの避難者の中には、その後も避難を継続せざるを得ない状況の方が多くなると思われますが、県知事に当選されたら、そういった避難者の住宅の問題等について、支援を行う予定はありますか。

ア) ある

(避難者への支援については、個々人の事情に配慮しながら丁寧に進めていきたい。なお、応急仮設住宅の供用期間については、復興公営住宅の整備状況等を踏まえ検討していく。)

ア) の場合、支援を具体的に検討されている場合には、以下に記載をお願いします。

()

- ⑧ 現在国や市町村が福島県内で行っている除染について、山林・農地の除染の問題も含めて、十分なものとお考えですか。

ウ) その他

(年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下という除染の長期目標を堅持し、現行の除染実施計画を遅滞なく進めていくべきである。一方、除染の手法についてはまだ進化、向上させる余地がある。新たな手法の開発により更なる加速化を図るべきである。)

- ⑨ 現在福島県が実施している「福島県民健康管理調査」について、その調査方法や調査内容は妥当なものとお考えですか。

ア) 妥当である

(県民健康調査は、県民の健康状態を把握することで、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげることが目的であり、将来にわたって県民の健康を守っていく上で欠かせない政策。様々な御意見を頂きながら充実強化を進めていく必要がある。これに加え、医療従事者の確保、高齢者施設や介護福祉施設の拡充などにより「日本一健康長寿のふくしまづくり」を進めていく。)

以 上